

令和7年度(2025) 八王子市立陵南中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

そのため、いじめへの対応は、学校における最重要課題の一つであるにとらえ、全ての学校が全力で問題の克服に取り組まなければならない。

また、生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは決して許されない」「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」との意識をもち、それぞれが役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に対峙しなければならない。

1 基本方針策定の意義

陵南中学校いじめ防止基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が連携し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

また、加害生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、警察や児童相談所等との連携の下、当該生徒が抱える問題の解決を図る。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。そのため、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、学校の教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」という指導を徹底するとともに、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度などを養うことが必要である。

また、生徒が安心して、自己有用感や充実感をもてる学校生活を送れるようにすることが必要である。

いじめを早期に発見し、速やかに解決するためには、学校の組織的な対応が不可欠であり、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所等）と適切に連携を図ることが必要である。

さらに、家庭、地域、関係機関が学校と連携し、いじめの問題を克服するための継続的な取り組みを推進することが重要である。

4 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国のいじめ防止基本方針や八王子市いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定める。また、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を学校評価の項目に設定する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く（学校いじめ対策委員会）。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

そのため、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払うとともに、全ての生徒にとって分かる授業を行うための授業改善に積極的に取り組む。

学校いじめ対策委員会はいじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直す。とともに入学時・各年度の開始時における児童・生徒、保護者、地域、関係機関等への基本方針の内容を説明する。

イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを軽視したり隠したりすることなく、積極的に認知する。

そのため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。また、見守りシートを活用し、保護者からの相談等に迅速に対応し、いじめの早期発見に努める。併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。さらに、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員だけに任せることなく、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については教職員全員が共通理解をしたうえで、保護者へも協力を依頼し取り組むとともに、必要に応じて関係機関・専門家等と連携して対応する。

エ 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命、心身、財産等に重大な被害が生じた疑いがあると判断される場合には、必要に応じて警察への通報や関係機関と連携した対応を行う。また、市教育委員会と連携して重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。（必要に応じて第三者委員会を設置する。）

オ 学校いじめ対策委員会の年間活動計画

- ・ 毎週水曜日 5 校時に学校いじめ対策委員会の開催
- ・ 新入生に対するスクールカウンセラー、管理職による全員面接
- ・ 6 月、11 月、2 月にアンケートの実施